

# 通所リハビリテーション重要事項説明

令和5年12月1日改正

## (1) 当社が提供するサービスについての相談窓口

☎ 089-993-3600

Fax 089-993-1700 (午前8時30分～午後5時30分まで)

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

## (2) 北条病院通所リハビリテーションの概要

### 1) 居宅サービス事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人社団 樹人会 北条病院
所在地	愛媛県松山市河野中須賀 288 番地 5
事業所番号	3811110141
サービス提供地域	松山市 (旧北条地区・堀江地区・和気地区)、今治市 (菊間町)

### 2) 事業所の職員体制 (職務内容)

医師	2名	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
作業療法士 理学療法士	3名 1名	リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施、生活行為に際しての援助、利用者並びにその家族に対する支援を行う。
看護職員	2名	検温、血圧測定等を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介護職員	7名	利用者の心身機能、住宅環境を把握し、各専門職と共に通所リハビリテーション計画を作成し、計画に基づく介護を行う。

### 3) 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (8:30～17:30) 6月第1土曜日、祝日、8月15日、12月30日～1月3日を除く サービス提供時間 (8:30～17:30)
-----	--

## (3) ケアサービスの内容

- (1) 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づく理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション
- (2) 入浴介助
- (3) 食事の介助
- (4) 送迎

## (4) 利用料及びその他の費用

通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割・3割の額とする。

○料金表

【通所リハビリテーション費】

利用時間		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	通常単位	366 単位	395 単位	426 単位	455 単位	487 単位
	利用者負担 1 割	366 円	395 円	426 円	455 円	487 円
	利用者負担 2 割	732 円	790 円	852 円	910 円	974 円
	利用者負担 3 割	1,098 円	1,185 円	1,278 円	1,365 円	1,461 円
3 時間以上 4 時間未満	通常単位	483 単位	561 単位	638 単位	738 単位	836 単位
	利用者負担 1 割	483 円	561 円	638 円	738 円	836 円
	利用者負担 2 割	966 円	1,122 円	1,276 円	1,476 円	1,672 円
	利用者負担 3 割	1,449 円	1,683 円	1,914 円	2,214 円	2,508 円
4 時間以上 5 時間未満	通常単位	549 単位	637 単位	725 単位	838 単位	950 単位
	利用者負担 1 割	549 円	637 円	725 円	838 円	950 円
	利用者負担 2 割	1,098 円	1,274 円	1,450 円	1,676 円	1,900 円
	利用者負担 3 割	1,647 円	1,911 円	2,175 円	2,514 円	2,850 円
5 時間以上 6 時間未満	通常単位	618 単位	733 単位	846 単位	980 単位	1,112 単位
	利用者負担 1 割	618 円	733 円	846 円	980 円	1,112 円
	利用者負担 2 割	1,236 円	1,466 円	1,692 円	1,960 円	2,224 円
	利用者負担 3 割	1,854 円	2,199 円	2,538 円	2,940 円	3,336 円
7 時間以上 8 時間未満	通常単位	757 単位	897 単位	1,039 単位	1,206 単位	1,369 単位
	利用者負担 1 割	757 円	897 円	1,039 円	1,206 円	1,369 円
	利用者負担 2 割	1,514 円	1,794 円	2,078 円	2,412 円	2,738 円
	利用者負担 3 割	2,271 円	2,691 円	3,117 円	3,618 円	4,107 円

【加算分・減算分】

加算区分	単位		利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
理学療法士等体制強化加算	30 単位	1 回につき	30 円	60 円	90 円
サービス提供体制強化加算 I	22 単位	1 回につき	22 円	44 円	66 円
入浴介助加算 (I)	40 単位	入浴 1 回につき	40 円	80 円	120 円
	60 単位		60 円	120 円	180 円
リハビリテーション提供体制加算	12 単位	3 時間以上 4 時間未満の利用 1 回につき	12 円	24 円	36 円
	16 単位	4 時間以上 5 時間未満の利用 1 回につき	16 円	32 円	48 円
	20 単位	5 時間以上 6 時間未満の利用 1 回につき	20 円	40 円	60 円
	28 単位	7 時間以上 8 時間未満の利用 1 回につき	28 円	56 円	84 円
中重度者ケア体制加算	20 単位	1 日につき	20 円	40 円	60 円
短期集中リハビリテーション加算	110 単位	退院 (所) 日又は認定日から 3 ヶ月以内	110 円	220 円	330 円
重度療養管理加算	100 単位	1 日につき	100 円	200 円	300 円
送迎減算	-47 単位	片道につき (通所リハビリ計画書上)	-47 円	-94 円	-141 円

○昼食代 550 円

休み連絡が当日午前 10 時を越した際には、昼食代を請求させていただきます。

○おむつ代

使用分を実費請求させていただきます。

## (5) 通常の事業の実施区域

実施地域は、松山市（旧北条地区・堀江地区・和気地区）、今治市（菊間町）とします。

## (6) 苦情の窓口

当事業所の提供しているサービスについてのご相談と苦情に迅速に対応します。

担当者 藤田 祐子	(月～土 8:30～17:30)	☎ 089-993-3600
松山市介護保険課	(月～金 8:30～17:00)	☎ 089-948-6968
今治市高齢介護課	(月～金 8:30～17:15)	☎ 0898-36-1526
愛媛県国民健康保険団体連合会	(月～金 8:30～17:00)	☎ 089-968-8800
救ピット委員会	(月～金 9:00～12:00、13:00～16:30)	☎ 089-998-3477

## (7) 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変等あった場合は、速やかに利用者様の主治医、協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族様等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をし、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	氏名	
	医療機関名	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	氏名	
	住所	
	電話番号	

※尚、緊急時の受診に際しましてはその時点でサービス提供は中止とします。

またサービス提供時間中に関しましては受診・お薬処方等は保険制度上認められておりません。

## (8) サービス利用にあたっての禁止事項について

- ① 事業所職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③ サービス利用中に事業所職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行ったり、SNS等に掲載すること

## (9) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者：藤田 祐子
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- ⑤ サービス提供中に、事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

#### (10) ハラスメントの防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### (11) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

#### (12) 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

○サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

○当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

#### (13) 非常災害時の対応

当事業所は非常災害時に備え、消防設備、施設等の点検整備を行うとともに、年2回の避難訓練を実施しています。

また、地震・風水害等に対しては防災計画を作成し、避難経路とともに室内掲示しています。

(14) 衛生管理等

- ① 指定通所リハビリテーションに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 愛媛県松山市河野中須賀 288 番地 5  
名 称 医療法人社団 樹人会 北条病院

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所リハビリテーションについての重要  
事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名